

令和4年度第1回
宮崎市障がい者施策推進協議会会議録

開催日：令和4年8月29日（月）

開催：オンライン会議



(会 議 経 過)

議事 1 第4期宮崎市障がい者計画について

※事務局より説明

〔議長〕

今回は、第4期宮崎市障がい者計画についてご意見をいただくこととなっているが、事務局からは、第3期計画の状況を振り返っての課題等の説明がなされた。後ほど第4期計画に関する提案がなされる。まずは、第3期の振り返りに関して、説明で分からなかったこと等を質問していただきたい。

今回、障がい者計画の計画期間がこれまで10年間であったが、国・県と整合性を図るため7年間としたいとの提案がなされた。この計画期間について、先に委員の意見を聞き、その後質疑にうつりたいがよろしいか。

〔一同〕

(了解のジェスチャー)

〔議長〕

7年間の方が合理的で、国・県の計画を本市の計画にうまく反映できるとの提案であったが、7年間とすることによろしいか。

〔一同〕

(了解のジェスチャー)

〔議長〕

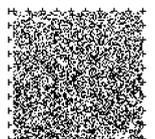
それでは、第4期計画は7年間とすることで進める。

第3期計画の内部評価について、市が評価を実施し、課題等を抽出している。これらの内容について、その他のこのような課題があるのではないか、ということも含めて、ご意見を伺いたい。

A委員は、意見はないか。

〔A委員〕

特に意見はない。



〔B委員〕

会議資料について、丁寧にアンケート等を取ってあって、感動しながら見た。

当協議会に関する意見で、アンケートによると、教育に関する指摘事項が多かった。教育委員会とも密接な連携が取られていると思うが、当協議会に教育委員会の方にも出席してもらい、一緒に議論ができたらと思う。事前に十分な打合せもされており、必要ないのかもしれないし、事務局側に本日同席しているのかもしれないということもあるが質問したい。

もう1点は、障がいへの普及啓発についてである。市民の障がいへの理解が進んでいないとの結果が資料の多くの箇所で見受けられたが、啓発をするために、いろいろな機会にマスコミに参加してもらうのがよいと思っている。今日は、オンライン会議のため参加は難しいのかもしれないし、投げ込みをしても来ていただけなかったのかもしれないが、会議に参加しているのか尋ねたい。

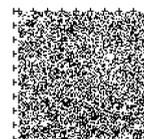
〔議長〕

教育委員会との関連、障がいの普及啓発、マスコミの参加に関する質問である。

〔障がい福祉課長〕

教育委員会の関係者は、当協議会の20名の委員の中には含まれていないが、教育関係では、支援学校の教員に委員として入ってもらい、広い視点で意見をもらうことを期待している。庁内での連携については、第3期計画の振り返り並びに今後の第4期計画策定にあたって、確認等のプロセスは踏んでいく。コロナ禍ということもあり、対面での会議等が実施できていない状況にあるが、資料がまとまった都度、関係各課に意見をもらい、それを反映しながら進めている。B委員の意見のとおり、教育の課題は団体や事業者からの意見でも挙がっている。その内容についても共有できている。今日の会議には参加していないが、庁内でしっかりコンセンサスをとって、良い計画ができるように努めていきたい。

マスコミの参加については、対面での会議の際は投げ込みを行っており、ときどき参加もいただいているが、今回はオンライン会議のためその対応ができていない。今後は、対面会議でない場合も含めて検討していきたい。



〔議長〕

支援学校の教員が当協議会の委員に入っているとのことである。しかし、普及啓発を進めるためには、支援学校にとどまらず、小学校、中学校、高校も含めた全体の教育機関に及ばないと難しいのではないかと私は思う。校長会などに情報を出してほしい。第4期計画ができるいいタイミングであると思う。第4期計画を4月頃に各学校に配布してはどうかと思う。

〔C委員〕

少し驚いたが、基本目標3「ともに支えあうために」という部分がC評価というのはとてもショックであった。個人的な感想としては、小学生から中学生低学年までの子どもたちは、障がいへの理解がかなりできているのではないかと手応えとして感じていたため、このような評価となったのは意外に思った。子どもたちの方がすんなりと受け入れる傾向があることから、早い段階からの福祉教育に力を入れていくことは重要だと思う。

基本目標1「安全で安心して暮らしていくために」の施策の柱(5)「防犯・防災の充実」も評価が低い。毎月防災訓練等は実施しており、地域の民生委員を巻き込んで実施している事業所もある。そういう地域では、民生委員に理解が得られており、実際に災害等が起こったときの話が進んでいる。事業所が実施する防災訓練等に、できるだけ地域の人にも入ってもらえるような取組ができると良いと思う。

グループホームが増えている中、一般的に外出する機会もかなり増える傾向にある。ところが、グループホームの入居者の家族が高齢化しており、通院の介助が困難になってきている。かといって、グループホームの職員がそれをカバーするのは、人員不足の面から難しい。そういった状況において、外出介護が使えると良いと常日頃から思っている。入居していると通院の外出介護が使えないため、直面している課題となっている。

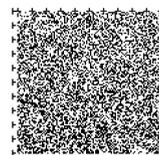
〔議長〕

子どもの教育、防災関係、グループホーム入居者の通院に外出介護が使えないという3点に関する意見である。

〔障がい福祉課員〕

理解啓発という部分で、基本目標3「ともに支えあうために」がC評価で評価が低いということであり、事務局としても課題と捉えている。

後ほど第4期計画の骨子案について説明するが、C委員の意見にあった3点については、特に重要でより力を入れていく施策と我々も考えている。具体的に何に取り組んでいくかについては今後検討していきたいが、力を入れていくという方向性は持っているところである。



〔議長〕

C委員の意見について、市も理解しており、第4期計画に生かしたいとのことである。今後、具体的な取組内容の協議に入ったときに、今回同様意見を出してほしい。外出介護についても考えていただきたい。

〔議長〕

今から5分間休憩とする。

(休憩 5分)

〔議長〕

会議を再開する。

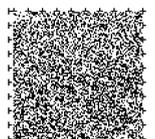
第4期宮崎市障がい者計画について、事務局の説明をお願いしたい。

※事務局より説明

〔議長〕

まずは、基本理念の見直したとのことである。基本目標については、アンケート調査結果等を参考に、特に力をいれていく項目順に入れ替えを行ったとのことである。そして、骨子案には、「拡充」「新規」として、第4期に力を入れるべきものを示したとのことである。

どの部分からでも良いので、質問してほしい。例えば、こういったものを1つ追加してほしいとか、自分が考えているのはこの部分に入るのかなどについて、意見や質問等をしてもらえると良いと思う。この骨子ができて、具体的な内容を事務局が検討していくと思うため、まず、委員それぞれの専門的な見地等から、質問等をいただければと思う。



〔C委員〕

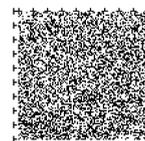
基本目標2「安全で安心して暮らすことができるまちづくり」の施策の柱(4)「災害対策等の推進」に施策③「感染症対策の強化」が新規で盛り込まれている。新型コロナウイルス感染症がまん延している状況において、新規で施策として盛り込まれたことで、これから先も安心のように思う。グループホームでは、陽性者と陰性を一緒にみないといけない状況となっている。感染を防ぐためいろいろな策を講じて、いろいろと追加で作ったり、整備したりして臨んだが、ものすごく費用がかかった。平常時なら食料などに費用がかかるのだが、感染対策の費用がかなりかかった。これから先も、陽性者と陰性を一緒にみなければならぬ状況が生まれたときに、陽性者を増やさないためにきっちりとした感染対策をとっていかなければならない。そのための補助金のようなものが施策の中に含まれると良いと思う。

〔議長〕

感染症対策の費用等についても施策の中に含まれるか。

〔障がい福祉課長〕

感染症対策の強化については、コロナ禍を受けて、この2年半、国・県の事業を使いながら、いろいろな対策等々を実施してきた。継続的な実施について盛り込みながら、今後7年でコロナ以外にどのようなことが起こるか分からないため、C委員の意見にあるように、グループホームや入所施設に対しては継続的に支援を続ける必要がある。特殊な状況によって、給付費だけで賄えない部分については、プラスアルファの施策が必要になってくると思う。計画の中で、助成金等の表現をするかどうかは、今から検討していくことになるが、入所施設に限らず事業を継続できるように、国の制度を利用するなどして市行政も支援を行うし、例えば、事業所側もBCPのように、業務を継続するための計画を作っていかなければならないといったことも計画に盛り込まれてくるだろうと考える。感染症対策への支援を盛り込んでほしいという現場の意見として承り、文言についても、今の意見を参考に整理していきたい。



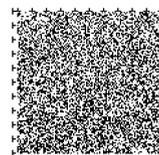
〔D委員〕

教育の分野に関わる内容が多いのに対して、教育関係というと特別支援教育という部分が主ではあるとは思いますが、推進委員会の委員に通常学級の教諭も含めた教育関係者がいないと対応が難しいのではないかと感じている。インクルーシブ教育という施策については、他の委員も教育に関することとして捉えられると思う。差別解消という部分で、先ほど子どもの障がい者理解はかなり進んでいるのではないかという話があったが、私が学校を回っている印象では、かなり厳しい状況にあると思っている。表面的には理解ができているように振舞っているが、内面的には非常に冷ややかで、例えば、小学校5～6年生になると、かなり冷ややかな対応をとっている。その背景として、先生方の障がい受容や違っていいという部分の把握が非常に弱い感じがしている。それは先生方が努力していないのではなく、スクールワイドPBSなどの様々な技法の研修がされて取り組もうとはしているが、全体的なアプローチと個別のアプローチがごちゃ混ぜになってしまい、うまくいっていない。そして、子どもたちがかなり冷ややかで、一歩進んでいじめの原因になっていると思う。ここで話し合ったり整理したりした内容が、本当に教育の方に届くのだろうかという疑問がある。

権利擁護がクローズアップされているが、権利擁護についてはどうしても受け身の印象があり、発達障がいに関わる立場から考えてみると、自己権利擁護という視点が重要になってくると思う。自分自身で自分の気持ちを伝えられないことや、支援者や相談員に誘導的なコミュニケーションを受けている問題があるように思う。例えば、「〇〇くん、これ好きだよ」「うん、好き」ということで、本人が「好き」なことになっているのが、一番いい例だと思うが、言葉が中心になり、彼らの思いが拾えていない現状がある。本人たちが自分で自分のことを選んだり、自分は何に困っているか言えたりする自己権利擁護について、権利擁護の部分に含まれていると思ってはいるが、問題提起及び質問として、自己権利擁護のことも含んでいるのか尋ねたい。

〔議長〕

教育に関すること、自己権利擁護について含まれているかという質問である。



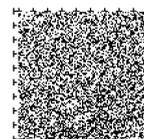
〔障がい福祉課長〕

教育関係については、市の教育委員会の職員が委員に入っていないということがあるが、今回の議事の内容も含めてしっかり連携していきたいと考えている。先ほど、コロナ禍で対面の協議ができていないと話したが、教育部門や防災担当部局とは、書面確認だけではなく、担当者同士でのすり合わせや課同士のすり合わせも必要ではないかということで、進め方の協議をしていたところである。しっかり認識してもらう機会は必ず持ちたいと改めて思ったところである。現場の先生たちの理解の件については、アンケートでも意見が出されていたが、教育が全く進んでいないとは思っておらず、少しずつ体制は強化されつつあって、過渡期のような時期にあると思っている。それが後退しないように、さらに前に進むようにしっかりと話をしていきたいし、障がい福祉課としてもしっかり取り組んでいきたい。

権利擁護については、基本目標1「ともに支え合うまちづくり」の施策の柱(2)「権利擁護の推進」において、施策③「権利の擁護」を挙げている。具体的な内容は今後検討していく。事務局説明における基本理念の部分に係る説明の中で触れたとおり、文言としての表現はないが、それぞれが自分の意見を尊重した生き方ができるようにという前提でということで、私たちの思いとして込めている。権利擁護というと、成年後見制度等の細かい部分での記載もだが、今の意見を伺い、自分らしく、自分の希望がしっかりと叶う、自分の意見が言えるということも、広い意味で権利擁護に含まれてくると改めて感じたため、施策③「権利の擁護」の部分にどの程度盛り込むことができるか、意見の趣旨も踏まえて考えていきたい。

〔議長〕

第4期計画の中のどこかに教育委員会という文言は入れていただきたい。「福祉に関する教育の推進」については、支援学校だけでなく、普通学級も含めて考えていく必要があり、教育委員会の役割が重要だと思う。教育委員会でそういった話が出れば、学校も動きやすくなると思うため、是非入れていただきたい。



〔E委員〕

宮崎市自立支援協議会の7つの全ての部会に参加しており、そこで様々な勉強をさせてもらっている。事務局として、障がい福祉課等の行政職員が入っているが、お互いに顔を知って、いろいろ話し合ってきたという経緯において、今回の第4期計画の骨子案を見ると、思いが詰まっていると感じた。どうしても、紙面にするのに、言葉として十分に盛り込めないところはあるが、私たちが常日頃話し合いをさせていただいている内容を、きちんと整理して書かれていたと強く感じている。

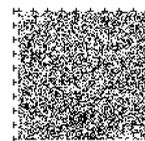
7年間で法律も世の中も変わっていくと思う。そのような中でも、自立支援協議会で話し合われた内容が、現場にも伝わっていると思うし、自立支援協議会に教育委員会の方や現場の方も参加している。また、自立支援協議会の会長等の配慮で、勉強会も多く盛り込まれている。どうしても行政を中心にまとめられているような感じに見られてしまうが、中身は皆さんがしっかりつながっていて、現場に少しずつ変化をもたらしていると、息子が中学生である立場からも感じている。推進委員会の委員も、時間があつたら、自立支援協議会の何かの部会に参加し、様々な立場から意見をいただけるとありがたいと思った。

アンケート調査等の結果から評価が記載されていたが、評価を細かくしたことで、評価が低く出てしまったこともあると思う。全体を見たときに、取組がよく行われている事業所・立場もあれば、新規の事業所でこれからだということもあるため、平均すると値が下がってしまうのではないかと思った。個人としては、現場のみなさんから、強い思いで頑張ってくださいていることを感じているため、これからは皆さんで期待しながら、手をつないで頑張っていけたらと思った。

アンケートに、県外のコンサルタントが関わっていたようだが、できれば地元の企業にお願いして、アンケートの集計をしながら、地元の実態を知って発信ができるといいと思った。どうしても県外の業者だったのだろうと感じた。

〔議長〕

とても心強い意見をいただいた。



〔障がい福祉課員〕

自立支援協議会については、ご意見をいただいたとおり、我々の手が届かないところも、専門的な立場から取り組んでいただいているため、非常に頼りにしており、ありがたく思っている。

アンケート調査結果について、小中学生の障がい者への理解度の部分については、今回質問方法を細かく尋ねる方法に変えたことにより、数値が低くなった。次回調査からは、同様の質問方法とすることで今回調査との比較ができるようになると思っている。今回調査ではどの障がい種別の理解度が低いかといったことも数字として出ているため、今後の取組に生かしていきたいと考えている。

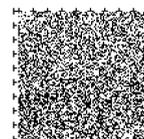
アンケートとは、今後実施予定のアンケートのことか。それとも、実施済みのアンケートにおいて、県外のコンサルタントが関わったことに関する質問・意見か。

〔E委員〕

県外のコンサルタントが、団体や個人のアンケートに関わっていた件である。

〔障がい福祉課員〕

今回障がい者計画を策定するにあたって、コンサルタントの立場から専門的な意見等を得るため、今年度は県外のコンサルタントと業務委託を契約し、今日も会議に参加してもらっている。委託業者決定のプロセスとしては、一番良い提案をした県外のコンサルタントと契約をしたところである。アンケートについては、基本的に集計と分析の部分を依頼した。今回、委託内容に事務局が実施できなかった関係団体や企業のアンケートを提案してもらったので、委託業務として実施してもらったところである。



〔議長〕

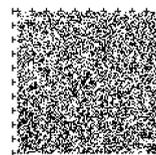
E委員はいろいろな会議に出席していて、そこに教育委員会の方が参加しているとのことで、市も取り組んでいることは理解できた。当協議会に参加しているだけでは分かりにくいかもしれないが、第4期計画には、人のつながりが分かるような、組織が見えるような図か何かがあると、人がつながっているというようなことが表現できるのではないかと思った。

アンケートについては、先ほどC委員から、小学生における障がい者への理解は進んでいると思っていたという話や事業者と地域が連携した防災訓練を実施しているとの話があった。しかし、平均化をすると評価が低いということで、市の評価というよりもそれを実施している事業者等が低い評価をもらったような感じがするのではないかと感じた。平均化した市の評価だけでなく、頑張っているところが評価され、もう少し報われるような評価の仕方を考えてほしいと思う。

〔B委員〕

先ほどのE委員の話に同感で、丁寧なアンケートをとって、障がいのある方、困り感のある方に寄り添いながら仕事をしていることに、非常に感激をしながらこの場に参加している。それを踏まえて、さらに3点お話ししたい。

アンケート調査結果をみたとき、6つの障がい種別ごとに障がい者への配慮について、尋ねていることに感動した。資料5の32ページ以降のアンケート調査結果を計算したところ、障がい者への配慮について「十分理解・配慮できている」と「まあまあ理解・配慮できている」を合わせた肯定的な回答の割合が、身体障がいについては60%台、知的障がいと発達障がいについては50%台、精神障がいと難病が小中学生で40%台、一般では精神障がいは40%台、難病が30%台である。30%に達していない障がい種が1つあることに気づいただろうか。それは高次脳機能障がいである。小中学生で21%、一般で28%となっている。どの障がい種も非常に厳しい状況にあるし、困り感があると思うが、一番配慮が届いていないところへは、特に対策をとることも必要であると思う。「新規」や「拡充」と表示された施策に、そのことを入れてもらえないか。それだけ手だてが遅れている、皆さんにも知られていないことは当然という気がする。

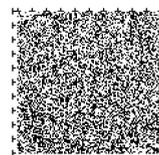


資料5の47ページをみると、必要な障がい者福祉施策の1位は92.2点で「医療体制の充実」である。骨子案をみると、バランスよく書かれてあり、ありがたいと思うが、基本目標2「安全で安心して暮らすことができるまちづくり」の施策の柱3「(3) 医療サービスの充実」に施策①「障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療の推進」、施策②「医療・リハビリテーション体制の充実」とあるが、高次脳機能障がいについていえば、当事者にアンケートを取ったわけではないので実数まで把握しているわけではないが、私たち家族の会の情報では、病院で診断してもらえないケースがかなりあるようであり、診断してもらえなかった病院に最初から行ったというケースはほとんどないという状況である。そのため、医療情報の提供も非常に重要になると思う。「障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療の推進」の内容として、医療や医療リハビリテーションの情報提供なども検討してもらいたい。実態を踏まえた、問題提起としたい。

資料5の7ページに、仕事を見つけた方法についてのアンケート調査結果が掲載されているが、「直接自分で探した」が最も多い回答である。公的機関や公的支援につながるまでには至っていないということだと思う。市行政は、福祉にこんなに力をいれているということを示すために、障がい者雇用を拡充してはどうかと思う。障がい者計画の範ちゅうでなく、人事行政に関わることだと思うが、宮崎市の障がい者雇用の年齢制限を見ると、高卒から30歳未満までとなっている。例えば北海道では、昭和38年4月2日生まれ以降、つまり59歳までである。これは高次脳機能障がいも含めた中途障がいを有した人が、一度離職をして再就職するケースや障がい者雇用そのものを拡大できるという視点で見たときに、素晴らしいことだと思う。障がい者計画そのものとは異なり、他の部局との連携が必要な問題ではあるが、そういう施策を打ち出せば、宮崎市が障がい者施策に対して本気度を増したと示すことにつながるのではないかと思う。

〔議長〕

障がい種毎の配慮、特に高次脳機能障がい、医療情報提供、障がい者雇用の3点に関する意見である。



〔障がい福祉課長〕

B委員とは、意見交換等をさせていただくことで、障がい福祉課は、高次脳機能障がいへの理解を格段に深めることができていると感じている。

全般的なことになるが、高次脳機能障がいと発達障がいについては、D委員も含めた2名の委員への委嘱を行ったことに対する思いもあり、施策を推進していきたいと思っている。ただ、計画の骨子案を作成する際に、発達障がいや高次脳機能障がいというワードを施策の文言としての表すことの是非について事務局でも悩んだ経緯があり、今回の案には表現はしていない。しかし、発達障がいと高次脳機能障がいについては、理解が進んでいない部分や施策が行き届いていない部分があると考えており、施策名として挙げることはしなくても、取組の中での濃淡はしっかりつけていきたいという思いはあるということで理解をいただきたい。基本目標1「ともに支え合うまちづくり」の施策の柱(1)「障がい理解の促進」の中でどのように盛り込むか、今の意見を踏まえて整理したい。

医療情報の提供について、「医療サービスの充実」については、第3期計画から文言を少し変えた程度にとどめている。精神系の部分で医療関係の情報をしっかり届けることは、高次脳機能障がいに限らず重要なことと思うため、項目立て等ができるかなど検討したい。

障がい者雇用については、B委員の話したとおり、人事計画等で盛り込んでいくような内容であるのかもしれないが、第3期計画においても市役所内での障がい者雇用に関しての取組も記載があったことから、第4期計画においても、民間での内容に加え、市役所の雇用に対する意欲が計画の中でも伝わるように工夫をしたい。

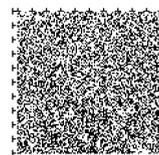
〔B委員〕

「重度障がい及び医療的ケア児への支援強化」については新規の施策で打ち出されている。市が一步踏み込んでいるところを示すと、当事者や家族は元気が出ると思う。今後の検討をよろしく願いしたい。

〔議長〕

今回も素晴らしい計画案を立てているが、もう一步踏み込んでほしいというのが、各委員の気持ちだと思う。

今日は時間が限られているため、以上で意見・質問等は締め切りたい。追加で意見・質問がある場合は、後で事務局に直接問い合わせれば、個別で対応するとのこと。



議事 2 重度障がい者介護金支給事業について

※事務局より説明

〔議長〕

重度障がい者介護金の廃止について、ご意見等あればお願いします。

〔障がい福祉課〕

ここで、今回ご欠席のF委員より、メールでご意見をいただいておりますので、こちらの方でご紹介させていただきます。

『この案件につきましては、「事業の廃止」が提案されていますが、私の意見としては、「サービス無し」の対象者に対し、たとえば3年間の猶予期間を設け事業廃止にもっていくというのはどうでしょうか。当然、「サービス有り」対象者に対しては、今回で廃止する考えでいいかと思います。

その理由としまして、「サービス無し」対象者は、資料の「2. 事業の背景及び課題」のところで、示されている介護金事業実績推移のR3年度においてサービス無しの欄では、支給者38名、事業費2,072千円となっています。

「サービス無し」対象者は、概要の(3)条件のなかで、市民税所得割16万円以下で介護用品支給事業を利用できないとあります。これらの条件にある人々がいきなり事業の対象から外されることとなれば、批判的反応は大きいのではないのでしょうか。「サービス無し」対象者の年間の事業費が、2,072千円であれば、総事業費16%にあたるし、対象者の割合も9%くらいですので、賢く事業をやっていくには提案したように、猶予期間をもって事業移行を行っていくほうが良いかと思います。』

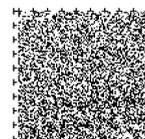
という意見をF委員からいただいております。

〔議長〕

この協議会の中で、今のような変更もあって良いということですよ。

今のご意見は、「サービス無し」の方に猶予を与えても良いのではないかと、いうものでした。

ごもっともなご意見だと思っておりますが、他の委員のご意見はございますでしょうか。



〔G委員〕

今のF委員のお話にも通ずるところがあるかと思うが、医療的ケアの必要な子どもは、凄く幅が広く、医療的ケアが重度な家庭ほど、サービスを使いたくても使える事業所が無いということがある。

これについてはどう考えているのか。

〔障がい福祉課長〕

資料の裏面の下段の別表を見て頂きたいが、ここに記載のサービスを使った場合に、介護金の支給額が半分になる、というものだが、日中活動系あるいは居宅でのサービスが対象である。

G委員がおっしゃる、医療的ケア児や重度障がいの方が利用できないことで一番困っているが、レスパイト関係、例えば短期入所だったり、日中一時支援だったりするが、それらはこの対象サービスには入っていない。ここに掲載しているサービスに通いたくても通えない、特に医療的ケア児や重度障がいの方はいらっしゃると思う。

(サービス無しの) 38名の対象者の把握はしているところ。さらにその把握を続け、そのご家庭にも、改めてサービスの利用を勧める、また、サービスを利用していない理由としても色々あったため、その課題を取り除くことで、サービスの利用に繋げる。

介護金の支給はなくなるが、サービスの利用をしていただくことで、最終的に、ご家族の意向によらない、本人の意思に基づく、本人の幸せを一番に考えて、サービスの利用という選択肢を広く周知していければ、という想いがある。

ただ、G委員がおっしゃるように、サービスを使いたくても使えないが故に、ご家族の負担が継続するご家庭に対しては、介護金の支給が廃止されることの影響については確かにあると思う。

G委員にいただいたご意見をもって、ただちに方向性を変更する、というものではないが、ご意見として重く受け止めさせていただく。



〔E委員〕

私も二人と同じ意見を持ちながらも、様々な方々を調査した結果、介護金がどのように使われているか、廃止されたあとにどのようなサービスを構築できるか、というところを協議していく、ということなので、納得しているところ。

1つ提案があるが、もしこの事業を廃止することで、財源が生まれ、何か新規の事業を考えているのであれば、障がい当事者の方々の未来につながるように、相談支援専門員や介護職の方の人数がとても少なく、現場もコロナの影響で少なくなっているということがあるので、後々、相談支援専門員や介護職の方の人数であったり、質の向上につながるような事業を構築できれば良いと考えている。

例えば、高校生が将来の職業を決める時に、コロナの影響もあり、経済的な家庭の事情から、夢を持ってない、という方、がいるとは思う。そのような方々に、介護の仕事はどうでしょう、というような介護の学校に行く助成金であったり、数年間地元の事業所で研修をしながら給料もいただく、という仕組みであったり、例えばサーフィン等で移住されてくる方々を対象に、介護職に就いてもらい、宮崎に長く住んでもらうなど。

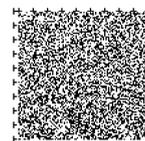
事業所と話をする中で、事業所と当事者の家族というよりも、人と人との会話ができる、人間としての付き合いができる、ということに繋がるので、介護で働いている方々も、家庭を持って凄く幸せになっていると、お互いに応援できるような良い関係づくりが出来るのではないかと、思うので、介護職に入るための窓口を構築するような事業があると良いと思っている。

〔議長〕

相談支援専門員や介護職の方への支援事業については、市の方で別途考えていただければと思う。

今いただいたご意見について、「サービス無し」の方に対しては、猶予を設けた方が良いのではないかと、という意見と、対象者については市の方で把握していることから、大丈夫ではないかと、という意見があった。

質問だが、38名の方がサービス利用を検討した場合、サービスが受けられる状況なのか、それともやはりサービス利用に該当しない方が何名かいらっしゃるのか。



〔障がい福祉課長〕

38名の中には、一度は日中活動系のサービスを利用したが、自分には合わないので通い続けていない、という方も一定程度いらっしゃった。

そのような方々に対しては、辞められた時と、現在とでは、相談支援体制も拡充しており、その方に合った事業所の選択肢も増えてきているので、そのような方々をサービス利用に繋げていければ、新たな世界が広がると思っている。

ただ、全ての方が日中活動系の事業所に通える訳では無いとは思っているものの、E委員のご意見にもあった通り、重度障がい者介護金支給事業を廃止することで、新たな財源が生まれ、その財源を使うことで新たな取り組みをしたいと思っているし、そこでまず考えるのは、この38名の方であったり、サービスを利用している方もだが、重度障がい者を介護するご家族の負担を軽減するような事業の構築を、具体的には申し上げられないが、庁内で議論しているところである。

十数年前にこの事業を作った際に、施策推進協議会においても、色々と意見をいただいた経緯があった。今回いただいたご意見も踏まえ、総合的に判断したうえで、最終的な方針を考えていきたい。

〔議長〕

この件について、様々なご意見があったが、この場で結論を出す、というものではないか。

色々と意見があった、ということで良いか。

〔障がい福祉課長〕

良い。

〔議長〕

10月に協議会があるため、その時に経過を報告して欲しいと思うが、委員の皆さんはそれで良いか。

〔一同〕

(了解のジェスチャー)

〔議長〕

それでは、以上をもって、議事を終了する。

委員の皆様、会の進行にご協力いただきありがとうございました。

